

# 市庁舎整備に関する調査特別委員会

## (第4回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 25 年 3 月 13 日 (水)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 2 時 55 分
場 所	6 階 全員協議会室		
出 席 委 員 (8 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 椋田昇一、寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、下村佳弘、 橋尾泰博		
欠 席 委 員	有松数紀		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 竹内 一敏 庁 舎 整 備 局 主 任 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	1 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

## 午後1時00分 開会

◆中西照典 委員長 それでは、ただ今より市庁舎整備に関する調査特別委員会第4回目を始めさせていただきます。有松委員からは、ちょっと所用のため遅れる旨の連絡がありましたのでこのまま続けさせていただきます。まず日程のレジメのとおりにいきます。2の報告案件、庁舎整備専門家委員会についての報告を受けたいと思います。はい、じゃあ。ちょっと待ってくださいね、はい。

◆橋尾泰博 委員 すいません。今日が第4回目の市庁舎に関する調査特別委員会になるわけですが、この第4次の調査特別委員会の役目というか、どういうことを審議するのかということ、やはり委員で意思統一を図ってやるべきではないかということ、私、第2回の特別委員会のほうで発言をさせていただいて、具体的な審議に入ってから検討しようというような流れの中で今日まで来ているわけですが、前回の第3回の特別委員会の折にも伊藤委員のほうからそのような発言があったわけでございまして、私、2回目のときに申し上げましたのは、現在専門家委員会ですいろいろご審議をいただいておりますけれども、この議会の調査特別委員会というのは専門家委員会の追認機関でもないわけでありまして、第3次までの調査特別委員会の流れの中でこの第4次が設置をされておるわけでございまして、当然議会としても住民投票の結果を受け、2号案の検証をし、そして最終報告でも住民投票の結果を尊重し、市民の皆さんの声を聞いていろいろ問題解決を図っていこうという最終の報告書にもなっておるわけでございまして、当然代表者会のほうでもそのような議論をされて、各党派合意のもとにこの第4次の特別委員会を設置したわけでございますから、その点を委員長さんには大変申し訳ないんですが、この第4次の調査特別委員会がどういう目的でどういうことを審議をしていくのかということ、委員の皆さんと一緒に意思統一を図って審議を進めていただくようにお取り計らいをいただきたいというふうに思います。

◆中西照典 委員長 ただ今、橋尾委員のほうからそのような発言がありましたけど、ほかの方で何か御質問ありませんか。ただ、私は代表者会の代表者の一員として出ていまして、それからこの委員会の委員長という、こういうふうに指名していただいた中では、あくまでこの委員会では先回の委員会報告を受けてできているわけでありまして、ですから、私はあくまでその延長線上でこの会はできているものだと思いますので、それはあくまで住民投票の結果を尊重し、今後市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるという中でできている委員会だと私は思っておりますが、ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 前回の委員会報告。

○蜂谷知哉 議事係長 すいません、マイク使って。

◆伊藤幾子 委員 前回の委員会報告を受けて設置をされたものだと、代表者会でもそのように確認をされているんでしょうけれども、それで言えば、住民投票の結果を尊重してということであれば、現在地で耐震対策をやっていくということなわけで、それを考えれば専門家委員会をこの特別委員会の中で多数決で設置を認めてしまったということは、すごく整合性のないことだと私は思っていますので、本当にちゃんとこの委員会、特別委員会の性格と言いますか、そ

の設置の目的というものがきちりと共通認識になっていたら、私は専門家委員会はできていないと思いますので、その辺はどうなんでしょうかね。今の委員会報告を受けて作られたということと言われるけれども、実際、現状とあわせてみたらどうも私は納得がいかないんですけれど。

◆中西照典 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 そうですね、さきほど、中西委員長のほうからありましたけども、この特別委員会については各会派の代表者会でこの設置が決定をみたものであると、これが1点。それとさきほど、橋尾委員のほうからこの特別委員会は庁舎整備の専門家委員会の追認機関ではないんだという発言がございましたけども、全くそのとおりだと思います。我々議会は独立した機関であるわけですし、この庁舎整備については市民の多くの皆さんがこの危機管理の上からも一日も早くこの結論を出していかないといけない、市民にとって最も必要な庁舎のあり方を決定をしていかななくてはならないという中で、これまで議会として第1回からこの第4回までずっと議論をしてきているわけであります。ですから、さらにこの第4回の庁舎特別委員会については、この前の第3回の委員長報告でもあるように、さらに調査研究が必要なんだという結論をみてこの第4回の特別委員会が議会で代表者会を開かれて決定をしていると、このプロセスには何ら私は問題ないと思いますし、その設置をされた特別委員会が専門家委員会の提案されたことについてこの賛成多数で決めたということについても何ら問題はないというふうに私は思っておりますし、ですから、今この特別委員会の設置の目的であるとか、専門家委員会のなんか追認機関のようなふうに捉えておられるかもしれないけど、全くそうではない。さきほど、橋尾さんがおっしゃったように追認機関ではない独立した議会として、特別委員会としてその専門家委員会の報告を受け、議会としての判断をしていくと、そういうことです。

◆中西照典 委員長 はい、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 どうも私の意図が伝わっていないようなんですけども、私が申し上げたいのは、流れ云々どうのでなしに、この市庁舎問題についてはずっと今までの経緯があってこの第3次も2号案を市民の皆さんが住民投票で選択をされた。じゃあ2号案をどうしようなかたちで実現をするのかという議論を進めていこうということで議論しておったわけでした、それで、議会としても1つの方向性を示したいということでは進んでおりましたけれども、検証のほうに時間がかかりですね、また検証の結果が出て、それを中心とした報告書という段階で、言えば時間切れの状態になってきたわけです。それで、この議会としてもこの住民投票の結果を受けて耐震改修の具体的な方策を考えていこうということであったわけでごさいます、その中で日本設計の報告の中に、例えば金額が非常に大きくなって、その金額であればこの駐車場の場所に新築でもできる可能性があるというようなことも入った報告書になってきた。いずれにしても、こちらでの耐震改修を中心とした検討を進めてきておったわけでごさいます。それで、専門家委員会の場合は、現在地での検証ですね、建築士協会それから住民投票にかけた2号案、それから日本設計が出された変更案、それと新築の案も、4つの案を検討されておるという状況の中で、私は申し上げたいのは、追認機関云々でなしに、この3次までの流れを受けて、この第4次の特別委員会でどういうことをテーマに委員会として議論をしていくのかということ

をきちっと皆さんで認識をされないと委員長もさばききれんと思うんですよ。今回はこういうことをテーマに議論をするんだと、それで言えばこの第4次の特別委員会、我々の任期が約、方向性が出るまでを1つの目途とする。もし方向性が出なかったら2年間あるわけですよ。そういうことが現実にはあり得ない話ですけども、そこに至るまでに我々特別委員会がどういうことをきちっと議論するか。と言いますのは、我々議会のメンバーにしてもこの耐震改修という1つの方向性が出ましたけれども、じゃあ鳥取市の市庁舎整備局のほうからこちらでの耐震改修及び一部増築案の検討をやってないわけですよ。やってないから我々も報告も受けてない。鳥取市がどんな市庁舎整備を進めていくのか、それすらも分かっていない。ということであるならば、やはりどういう耐震改修及び一部増築案の具体的な方策ができるのか、それによって金額が出、設計もし、金額も出てですよ、それでやっぱり市民の皆さんにこういう規模で、こういう機能で、こういう金額になります。それで、住民投票とはこうこう、こういうふうに違いが出てきますと、市民の皆さんいかがでしょうかというようなかたちで次のステップにいくというかたちでなければ、私は到底市民の皆さまのご理解がいただけるというようには理解していません。そういうことで、この特別委員会でどういうことを議論していつて、どういう方向に結論を取りまとめていくのかという方向性を明らかにしないと、また私が第3次の委員長を受けていてこんなことを言うのもおこがましいんですが、また第4次の委員会も迷走しては非常に困ると、これ以上市民の皆さんにご迷惑かけたくないという思いの中からあえて申し上げさせていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 はい、下村委員。

◆下村佳弘 委員 私はこの委員会、委員会に入ったのは初めてなんですけど、検討会のと時から含めておるわけですけども、やはりそれを言い出すともとに戻った議論になってしまうということになってしまうと思うんですよ。さきほどありましたけれども、これ代表者会議できちんと、じゃあ全会派がやろうということで決めた内容だと思います。それはやはりそういうことも含めて執行部から出された案に対してきちんとこれを審議するというのが、これが私はこの委員会の役割だというふうに思っております。だから、それを住民投票の何ですか、を尊重してというのは、それはちゃんと報告書に書いてあるとおりだというふうに思います。だけど、専門家委員会の議論も受けてということになれば、当然その専門家委員会は独立した組織ですから、いろいろなことを研究されて提言もされるだろうと思います。やっぱりそれも含めて執行部から出された意見を審議していくというのが、私はこの委員会の役割じゃないかと、本当のこの委員会の役割じゃないかなというふうに思います。だから、そういうふうなかたちで委員会を進めていただければいいんじゃないかというふうに私は思っております。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 はい。私もこの委員会の設置というのは、さっきの第3期でございました調査結果を広く周知するための説明会を開催するなどということで、市民説明会も行っておりますし、まだ十分ではないと思います。まだいろいろ議論をしていかないといけん部分もありますし、結果的にこの耐震改修についてかなり住民投票でそれが多かったということがありましたけど、その方たちが、非常に今疑念というか、何だそんなおかしいではないかとかいろいろ言

っておられるわけです。それはあくまでも市議会がどうしているんだと。今、だから市議会がこの調査特別委員会を立ち上げて取り組んでいかないといけんということ、これは議会の責務ですし、非常にただもう耐震だから、第2案だから第2案でずっと進めればよいという、そういう無責任なことではだめだと思います。非常に十分いろいろ今議論されていますが、専門家委員会でも。耐震の問題、今後耐震、それとまた新築の問題。果たして新築がここというのは言ったかどうかちょっと設計会社がこの場所でというのを言うてはないと思いますけどね、その辺は非常に新築でもできるじゃないかと、40何億かかればという具合だと思います、私聞いている限りでは。そういうあらゆる面で、今、専門委員会で考えておられますので、ただ、それを我々は参考と言いますか、それもいろいろ聞きながら議会で進めていかないといけんと思います。これはもう特別委員会の責務だと思いますので、これをやらないといけんと思いません、最終的には。はい。

◆中西照典 委員長 はい、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 やらないといけんのはみんな一緒なんですよ。それで今、寺坂委員のほうから議会として無責任云々という話が出たんですが、それではちょっと寺坂委員のほうにお伺いをしてみたいと思いますけどもね、この住民投票にかけた2号案、現在地での耐震改修及び一部改修案、これが耐震改修工事ができないというふうに言うておられるんですか。私は耐震改修工事はできるというふうに思っています。あの、

◆中西照典 委員長 ちょっと橋尾委員、その話をすると、いやいや結局、この委員会はやはり執行部の提案されたものを審議、調査して結論を出していくというのが私は下村委員が言われたことだと思います。橋尾委員が今言うておられることは、その専門家委員会自体を否定しようという意見ですか、ちょっとも一つ分からん、もうちょっとそこを言うてください。寺坂委員のところじゃなしに、どういうふうにするのがいいのか結論を言うてくださいな。この委員会の締めは橋尾委員としてはどう思われるかっていうことを言うてくださいな。

◆橋尾泰博 委員 私が申し上げたいのは第3次までのこのずっと、こう流れがありますよね、それでまだまだ消化しきれていない、整理できてない部分がありますからそこを議会として議会の特別委員会として議論されるべきではないのかと。その専門家委員会、これは条例で決めて設置しました。そして市長は委員を委嘱されてやっておられます。これは当然議論していただいて、この市庁舎問題に関連することですから、当然この特別委員会では、市庁舎整備局のほうから報告も受け議論せないかんですけど。

◆中西照典 委員長 何をテーマにするか言うてください、何を具体的に。

◆橋尾泰博 委員 今ね、今1つ具体的に寺坂委員が、議会として無責任だとか、市民の皆さんもまだ誤解を受けておられてきちんとまだ了解をしておられない、理解されておられない。じゃあそこを理解していくための問題点の整理、これもできていないわけですよ。

◆中西照典 委員長 ですからそれは次に、陳情の中でたぶんされますので、そのことは当然陳情で、またこれは出てきますので、次に送ってもらえばいいです。それで、未整理の部分ていうのの具体的にこの委員会として、これとこれをまずしろという、その橋尾委員の意見があれば言うてもらって、皆さんでじゃそうだなってなればそれもテーマに挙げていけばいいと思いま

すけど。具体的にもう1つは無責任だっという話がありましたよね。ほかに何を、じゃこの委員会で整理、未整理の部分は何かというのをちょっと言ってください。椋田委員。

◆**椋田昇一 委員** さきほどのその桑田委員と下村委員が言われたことと、寺坂委員が言われたことと何かちょっと私は違うように聞こえたんですけど、

◆**桑田達也 委員** 一緒ですよ。

◆**椋田昇一 委員** うん、うん。それで、代表者会議で設置を確認したことだからと、確かにそうだと思うわけで、その中身だと思うんですね。代表者会議で中身抜きに設置しよう、するなというような議論があったわけではないわけでありまして、そういう意味で、その住民、その前回の特別委員会の委員長報告にあるように住民投票の結果を踏まえて、市民の意見も聞きながら今後の方向性を出していこうと。こういうことで設置、あるいは確認をされというか設置されたんだと、こういうふうに思うわけでしてね。ですから、あらゆるものをとかです、さきほど少し寺坂委員が言われたのと私はちょっと違うんじゃないか、その違いはちょっと別に置いて、いずれにしても住民投票の結果を踏まえて、その市民の結果を聞きながら今後の方向性を出していくと。さきほど中西委員長のほうからも、何を具体的にということでしたけども、まずそういうその土台のところの確認があつて初めて具体的ないろんな諸課題が出てくるんだと思いますから、そういう私は理解をしているんですが、そういう理解っていうのはもう1回だけ申し上げますが、住民投票の結果を踏まえて市民の意見も聞きながら今後の方向性を探っていくと、こういう委員会だと、まずこれについてはそういう理解でよろしいんですかね、というかいいですね。

◆**中西照典 委員長** あの確認ですけども、さきほど、これは、今これからじゃ具体的にどうのつていうことをそれぞれテーマがあるようでしたら出していただこうと。それで、私はさきほど下村委員が言われたように、やはりそういうのが明確でなければ、やはりこの今執行部が検討委員会でされていることを報告を聞きながら、執行部がきちっと最後には提案があるわけですから、そこに至るまで我々はその専門家委員会の報告を聞きながら、今度は我々が審議をするとき、あるいは調査するとき、そこに私はやっていくんではないかと思っておるところであります。誰かほかに、いや、そうでないって言われる方。はい、じゃ。

◆**桑田達也 委員** 私たちの特別委員会の設置については、そんな大きなこのさいはないと思うんです、この今6人ですけども。ただ、橋尾委員がさきほどおっしゃったんですけども、確かにこれまで長い期間議会として、その庁舎の整備について迷走という言葉が使われたけども、そうなんでしょう、市民の多くの皆さんも住民説明会の中でもそういう発言もありましたから。だからこそ私たち議会として、第3回の特別委員会、さきほど消化されていない点を審議するんだというような話がありましたけども、2号案そのものがこの消化、言ってみれば消化できない内容だったということも事実なんですね。耐震改修はそれはできるんですよ。だけども、提案された2号案ができないということで私たちは条件を整えて1つの結果を導き出してきたのが第3回の特別委員会だったわけです。そして住民投票を尊重するというのもこれも確かなわけで、だからこそこの執行部も市議会の特別委員会、第3回の特別委員会の結論を受けて、そしてやはり市民の代表である専門家委員会の皆さんにこれまでの市議会のこの審議、審査そ

れから執行部の考え方も全て踏まえて、今専門家委員会で検討しているということが現実の話でありますから、今この特別委員会が、じゃ設置の目的っていうのはこの代表者会で確認をされているわけだし、だからこそ今、私たちもここに来ているわけですよ。議会として設置を認めてここに来ているわけです。そしてこの私たちが、専門家委員会の設置を認めているわけです。今、私たちが専門家委員会の設置を認めなければ、私たちも市民の代表として、私たちも市民の代表として今いますけども、専門家委員会の皆さんも市民の代表として、庁舎のあり方について客観的に冷静に今審議をされているわけです。ですから、私は仮にこの専門家委員会の設置を私たちが認めないというようなことが、仮にですよ、ここで議論されるようなことになれば、伊藤さんはさっき言っていたから言うわけですよ、伊藤さんが言ったから言うわけですよ。ですから、そういったことは私はあってはならない、そういうふうに思います、伊藤さんも第3回の特別委員会の委員でした。そういう経過を一番ご存じのはずじゃないですか。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 経過が分かっているから言っているんであってね、その専門家委員会を否定しているのではなくて、専門家委員会を作るのであれば、ここの委員会の報告に基づいて住民投票の結果を尊重した、前はここですよ、この現在地でどういうふうにしていくのかわかることを議論される専門家委員会にすればいいことであって、あらゆる選択肢を排除することなくて、その新築移転まで全てこれまで出ていた案をテーブルに乗っているその専門家委員会を議会が認めるっていうことは、いくら代表者会で特別委員会の設置の目的等を確認をされたっていても、全然そこが共通認識になってないっていうこと。だから、なぜ私は議会としてこういう委員会報告を出したのに、あらゆる選択肢を排除することなくて、という専門家委員会を議会が認めたのか、そこが分かんないんですよ、そこが。

◆桑田達也 委員 伊藤委員ね。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。その2号、私たちが第3回の特別委員会で2号案の検証をしましたよね。その結果はどうだったんですか、2号案の結果は。私たちが第三者機関に業務委託をして、そして議論をした結果、私たち自身が提案した2号案そのものが実現困難だっていう結論になったわけでしょ。そうですよね。違うんですか。それで、なおかつその住民投票の結論は耐震改修を皆さんは望んだのだから、その耐震改修にその条件にもっとも近いかたちでその検証を進めていけばこうなりましたということを私たち自身があの調査案を認めたわけですよ、調査結果を。そして特別委員長の報告として本会議場で報告されたわけですよ、違います。その結果、執行部として議会の結論を受けて専門家委員会というのを立ち上げたわけでしょ。違うんですか。それを私たちが認めないでどうするんですか。

◆中西照典 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 分かりますよ、だけど委員会報告としては、住民投票の結果を尊重していうことでちゃんと書いてあるわけじゃないですか。そこですよ、そこ、そこを踏まえて作られるんなら分かるけれども、そうじゃないっておかしい。

◆中西照典 委員長 はい、桑田委員。

- ◆**桑田達也 委員** ちょっともう1点。専門家委員会の報告を、私は今回は第3回だけでも、1回、2回の報告を受けてきてますよね。専門家委員会の議論の中身を伊藤委員もご存知だと思いませんけども、住民投票の結果を尊重しということを省いていますか、専門家委員会が。住民投票の結果も尊重しながら議論を進めているんじゃないですか、今。
- ◆**中西照典 委員長** いい。ちょっとこれは鳥取市庁舎整備専門家委員会は、これは条例の上で議会で決めましたよね。だから、議会で決めていることを伊藤委員がおかしいって言われても、もう議会で決まっているからそれはそれで行かざるを得ないじゃない、議会で決めたんですよ。委員会がしたんじゃないから、それをおかしいって言われても、これはもう議会で決めたその条例の中でできた委員会ですからね。ただ、それはもう、それを僕は何かそのところがよく分からん、それをおかしいって、意見は分かるけど、それでどういうふうにしるというのか、ちょっともう1つ。
- ◆**伊藤幾子 委員** はい。
- ◆**中西照典 委員長** はい、はい、どうぞ。
- ◆**伊藤幾子 委員** だからその専門家委員会をつくるにあたっての設置目的について異議があったので、私は反対をしたわけですよ。あらゆる、そうそう、でしょ。うん、だから今後やられるのであれば、本当に現在位置でどうしていくのかっていうことをやっていく委員会ということならば分かります。そこです、そこ。
- ◆**中西照典 委員長** それは伊藤委員の意見ですよ。だから、意見は分かります。けども、議会の中で設置を決めて進んでいるわけですから、意見としては分かりますけども、それをその次はいけないって言われるのを、次はどうしろと言われるの、それ。はい。
- ◆**伊藤幾子 委員** だから、まあまあ良い意見だと言われるけども、その結局、私がおかしいと思ったのはそういう多数決でつくられました専門家委員会ね、じゃこの特別委員会っていうのはどういう目的でつくられたんかなって、疑問を持つわけですよ。だけど代表者会でさっき言われたようなことで確認をして作られたわけだから、そういう立場に立てば、今の専門家委員会を認めるようなことにはならんはず。それで専門家委員会をつくらないといけないっていうことであれば、議会としてここで、現在地でやっていくということで、やるもんだっていうふう意見として出すべきだと思っていたんですけども。
- ◆**中西照典 委員長** それは伊藤委員の1つの意見ですし、そのことについて皆さん、今、伊藤委員さんが言われること、どうですか。というのはここで立ち止まってそこを深めていくというより、伊藤委員はそういう意見を持っておられますよということでどうですか、皆さん、ちょっと私。はい、下村委員。
- ◆**下村佳弘 委員** はい。さきほども言わしていただきましたけども、専門家委員会っていうのは独立した委員会ですね。だからそれについて意見をどうのこうのということは言えないということがありますし、仮に新築案が出たということになると、私たちがそういう委員会じゃないんだよということにしてしまうと、それについてもう執行部や専門家委員会の意見を附して、そしてこっちに出されても、そういう委員会じゃないから、私たちは賛成も反対もできないということに、審議もできないというふうになっちゃうんですよ。だから、そういうことを考

えると、今、私たちが、その具体的にこうだからこうだという、何て言うかね、改修案でないと審議はできませんよというようなことを決めるべきじゃないというふうに逆に思うわけですね。

◆**下村佳弘 委員** 分かりませんか。

◆**伊藤幾子 委員** すいません。ちょっと何で、何で。

◆**下村佳弘 委員** 仮にこれ1つの例だから、そういうふうにして欲しいとかするべきだとかいう思いじゃないですけども、そういうふうなかたちで伊藤さんがおっしゃられるように、そういう委員会だからそういう委員会という、ここの耐震改修を議論する委員会だから、だから執行部がそういう新築案を仮に出してこられたりしたらですよ、うん。そしたら、そういう委員会じゃないからここで審議することはできないということになっちゃうんですね、逆に。だって議題にならない、ならないでしょ、そういうことは。そういうことを審議するような委員会じゃないということになると、私はそういうふうに理解していますけどね。

◆**中西照典 委員長** いや、ちょっと待ってね。その前にちょっと手が挙がっているんですけど、**棕田委員**。

◆**棕田昇一 委員** 今、言ったことは、私も理解に苦しむんですが、そういうことであれば議会としては審議できないのではなくて、それは議会の意に反する考え方だということで判断をしていくということなんだろうと思いますが、もう1点ですね、これやっぱ非常にどう言うんですかね、こう曖昧で、いろんな解釈がこう生じてしまって、その混乱を生じる状況があると思うんです。第4回のその専門家委員会でのその議論を見ている、この専門家委員会ニュースの第3号ですね、これについて、これの、執行部よくご存知だとは思いますが、表面の2段目にある住民投票結果の取り扱いについては、多くの方から様々な意見が届いていますが、その判断は市又は市議会で行うものであり委員会としては立ち入らないものであることを確認していますと。それで、これについてある委員からその違和感というのか、釈然としないといいますか、こういう御意見がありまして、いかようにでも取れるような曖昧なかたちでその物事が進められていくということのその危険性とそのことがもたらしている混乱というものがある、これまでもそうってきている。その意味で言いますと、少なくとも少なくとも議会我々特別委員会は、どういうその性格と役割のものなのかということについて、最初意見が出てくる住民投票の結果を踏まえて市民の意見も聞きながら今後の方向性を調査・研究していくことだと。ここをはっきりしておかないといけないのじゃないかっていうのが、私が再度繰り返していることです。

それで、さきほどからその2号案のことが出ていますが、第1回の特別委員会のときだったでしょうか、第2回でしょうか、執行部のほうからも2号案というのは条文と関連情報だとかこう言われましたね。私もそう思っています。それで、しかし、日本設計が検証したのは、それに条件を付与して、付与した調査案であって、私が全協でも申し上げましたが、実現不可能だとされたのは、2号案に条件を付与した調査案がそのままでは実現できないというふうになったんであって、条文と関連情報からなる2号案が決して否定されたものでも何でもないと、このことだけは私はもう一度しっかりと申し上げておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 ここで、足踏みしているんですが、ただこの専門家委員会の2条の所掌事務というところをすれば、ここにきちっとあってあるのを議会も議場で承認して、その条例案はつくっていますから、それはそれで委員会は委員会としてこの所掌事務に則して検討されていると、当然されているわけですから、これはこれでやっていくと。それで、さきほど言いましたように、もう一度言いますがその内容をそれぞれの報告を受けて、我々はまず受ける。それからこれから執行部がきちっとした案を出されるときに我々がそこで調査・審議し、検討を重ね結論を出していくということになるという方向で、私は行っていただきたいと思います。よろしいですか。じゃ、いろいろな意見があります。はい。

◆橋尾泰博 委員 我々ね、議会は新築の議論をしていないわけですよ。例えば3次の特別委員会なんかでもね。うん、うん、していないわけですよ。というのは2次までやっていたんだけど議会で決められないから最終的な判断を市民の皆さんにお任せしようということで、中西さんが議長の折に住民投票条例案を取りまとめられたわけですよ。それで5月の20日に住民投票やって、その結果が出て、それを受けて第3次の特別委員会をつくって耐震改修をどうにかしようという話の中で、それであるならば2号案の金額は決めただけど、工事の中身について検証していないからそれをやろうということで、3次の特別委員会というのは、何て言うんですか、住民投票の条例案を決めた3月時点この計画案を検証しようということで、言えば5月20日に住民投票の結果が出てからの、これから先まだ空白があるわけですよ、実際はね。やっぱりそういうことで3次の報告をしたんですが、さきほど伊藤さんがいろいろな意見をおっしゃるんだけど、やはり我々もこの耐震改修案をどうやって進めていくかっていう、その市民の皆さんの最終判断に基づいてということで議論やってきたわけですから、それが専門家委員会を設置しました。その中で新築の話も出てくると、やっぱり違和感があるっていうのは私も伊藤さんのおっしゃることはよく理解できるんです。というのは、もし新築の計画が出てきたときに我々議会がどう判断するかということが大変大きな問題になってくるっていうところですよ。だから、ここの、本当は今までの流れから行くと条例案で専門家委員会をつくって、それであらゆる選択肢を排除しないで議論するという話であるならば、やはり私は専門委員会の皆さんに対して市長なりが住民投票は白紙だと。だから、やっぱりもう一度最初からスタート切るんだということでやられるんならいいけども、今までの流れから議会の流れも含めて、この耐震工事をどうやって実現するかという議論しかやってきていない中で、言えば方向転換なってきたところがあるんで、やはりそこら辺をきちっと整理をして、反対に今日皆さんの意見いろいろ伺っているんですけども、反対に私は中西委員長と吉田副委員長も委員長、副委員長受けられてこの第4次の委員会をどうやって議事進行していくのか、どういうことを審議するのかということも当然議論されていると思いますし、委員長の話を聞くと専門委員会なんかの報告を受けながら執行部が提案したものをいいとか悪いとか判断をしていけばいいんだということですけども、私はそれも当然必要ではありますけども、それはもう議論せなにかん話ですけども、言えば第3次の日本設計に検証をお願いした報告書も受け取りました。受けたけども現実に中身の議論やっていないわけですよ。特に、何ですかいな、基本設計時に検討せないけんことだとか、調査せないけんことだとかいろいろ付帯事項がようけ出てきまし

た。こういうこともほんとにどれが必要でどれが必要でないのかっていうような議論も本当にやらないと、本当の耐震計画を進めていく上で計画というのは煮詰められないと思うんですよ。だから、やっぱりそういうところの消化不良のところがあるので、そういうところも含めて議会としての考えをきちっとしないといけないのではないですかという思いはしています。

◆中西照典 委員長 どうですか、意見。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 ちょっと何か私、おっしゃっていることがよく分からないんですけどね、理解できないんですが、まず専門家委員会の設置について改めて申し上げますと、なぜここまでこの大事な庁舎問題が長引いているのかということに立ち返って考えてみたときに、特別委員会の委員長報告の結果を受けて、当然執行部としてその長きに渡った議論の検証っていうことは、私は必要だったと思います。ですから、専門家委員会が立ち上がったことについては、さきほど、橋尾委員のほうからも専門家委員会の設置を否定するものではないとおっしゃいましたけども、全くそのとおりであるわけです。ですから、そのことと、それからこの耐震、さきほど第3回の特別委員会で耐震改修に何が必要なのか、何が不必要なのかとか、そういったことが議論されてないというふうにおっしゃったんですけども、そうでしょうか。私たち各会派の代表が第3回の特別委員会に出て、立案者も参考人招致をし、なおかつこれは会派新、清和会、公明党からでしたけども、90数項目の質問まで出して、それで、必要な条件ということを示唆をし、さらに日本設計との調整会議も行いながら特別委員会の中で、その議論を深めてきたはずですよ。それが、耐震改修これが必要でこれが不必要でないとそういうことを今おっしゃるのであれば、なぜ立案者に対しての質問を委員会として認めて出してくださいと言ったときに、結さんとして出されなかったのか、共産党も出してないけども、なぜ、そういう議論も深める努力をされなかったのか、私は大変疑問に思いますよ。今ここで言われるお話ではないと思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 桑田委員、ちょっと話をすり変えんようにしてもらいたいと思うんですけど、僕が言っているのは、日本設計さんに委員会として検証をお願いしたわけですよ。それで、日本設計さんから報告書が出てきてそれを受理して市民の皆さんにもその数字、考え方を説明したわけですよ。ただ、11月の9日に出てきて、それから報告書の取りまとめに入ったということもあって、いろんな提案がされましたが、日本設計さんから。それらの検証は全然してないわけですよ。それで、今も山本参考人云々というような話もありましたけれども、山本参考人が初めて来られたときに、また何ですか、空調への話なんかもされて、そしたら委員の皆さんがそんな話をあんたにしてもらおうつもりはないと我々は3月の条例案を決めたときの話をしているんだと、そんな議論は止めて欲しいというような意見もありましたが、そういう流れの中でこの検証をやったわけですよ。ただ、その検証結果を1つ取ってみても、その中身のチェックができていないから、そういうことも十分しないと駄目ですよということを申し上げているんであってね、だからさっきの桑田委員の話では何か話がもう3月時点の話にいたり、11月の話にいたりというようなことで何か話のすり替えが多いんで、その点は。

◆桑田達也 委員 委員長、まとめてくださいよ。

◆中西照典 委員長 ちょっと、その前の委員会が検証できなかったことっていうのは、どちらに

しても専門家が出てきてやらないといけない、我々の委員会でこれまでかなり専門的な建築の話についてははっきり言ったらなかなかそれぞれの1つの方向っていうのはなかなか出なかったわけですね。検討委員会でもそうでした。最終的には全部、上田委員がとられた案を丸のみせざるを得なかったぐらいに、非常にその内容の検証っていうのは難しいです、委員会の中で。だから、今橋尾委員が言われる方向には私は進んで欲しくないっていうのは気持ちです。ですから、さきほど、私が言うておりますように、あくまでもこの我々も議会が条例案を通した専門家委員会がされている内容の報告を受けながら、次に我々がどういう判断を、審議を、調査をしていくかということにつなげていただきたいと思います。この方向で進ませていただきたいと思いますけどよろしいですか。じゃ、その方向で進まさせていただきます。では、さきほどの報告案件についての報告をお願いします。はい、中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。失礼します。庁舎整備局の中島でございます。じゃ、座って説明させていただきます。皆さんのお手元には、このピンクの専門家ニュースと、それとあとA4判の第4回目の概要がございます。あと、それぞれ3回目、4回目の委員会の資料が別冊であると思っておりますけども、この専門家ニュースとそれと概要で報告のほうをさせていただきたいと思っております。それで、前回2月18日に調査特別委員会の以降に開催されました専門家委員会、その3回、4回目を報告ということで、まずこのピンクのペーパー見ていただきたいと思いますけども、右側にありますように、まず専門家委員会に届けられた意見の報告をこのときさせていただいてます。それで、2段目にありますように、住民投票の結果の取り扱いについてはさきほどありましたけども、いろんな意見が出ておるということで、その判断は市又は市議会で行うものだというので、委員会としては立ち入らない分を確認したというふうにありますけども、でも委員会としては判断するべきものでないということを確認したということでございます。

それと、すでに調査検討された4つの整備案についてということで、前回の委員会で市のほうに要求いただいた修正あるいは追加をもとに比較表を作りましてさらに整理を行っています。1番目に市民サービスということで言えば、例えば耐震改修案においては市民サービスが現状どおりというふうになっていますけども、もう少し分かりやすいようにしてほしいとか、あるいは新築移転についても、市民機能の状況がやはりちょっと分かりにくいというような御意見もいただいています。他都市の状況も確認するようにというふうに求められております。また、庁舎のバリアフリー対応については、やはり庁舎に必要とされるバリアフリーの対応はどの程度のものなのかということも必要だというような議論もされております。それで、庁舎の機能、面積についても客観的な比較が行われるように、これも他都市の事例の詳細な調査を市のほうに求められております。それで、はぐっていただきまして建設費の概算ということにつきましては、4つの案についての概算費ですけども、やはり計算前提が違っておりまして、なかなかこれも比較するのが困難であるというようなことで話がまとまっております。また、費用の比較においては、ライフサイクルコストの考え方がとても重要な要素だということで、今後内容の議論をした上で業者に依頼して算定することとして、そういうふうなことでまとまっております。また、地域経済効果についても、庁舎整備が地域経済に与える効果について報

告するようという事で市に求められました。

それで今後のスケジュールということで、比較視点の、観点の整理を、やはりこの表をもとにさらに進めていこうということを確認されています。ただ、次の段階として、それぞれ4つの案で比較が可能な項目とか、困難な項目とか、そういったことを明らかにして、今後どのように評価していくかということを検討していこうということになりました。それで委員会の情報発信ということで、やはり平日開催はなかなか傍聴者も休んで来られているということもありますので、休日開催も検討するという事も提案されております。これが第3回目の議論の中身でございます。

続きまして第4回目の内容でございますけど、このA4判のペーパーで簡単に報告させていただきます。まず、前回同様ですね、委員会に届けられた意見の報告をさせていただいています。それとさきほどありましたけども、4つの整備案について、今回特に地域経済効果であるとか、ライフサイクルコストなどについて議論を進めていただきました。それで、地域経済効果ということで、市庁舎整備にともなう経済波及効果について、これは新築移転であるとか、2号案であるとか、変更案であるとか、これについて、これは市の作業年間表に基づきまして報告をさせていただいています。また、ライフサイクルコストにつきましては、機能とか規模はそれぞれ4つの案では違うということで、今後比較においては一般的に普遍性のある基準で行うべきだというようなことで、そういった意見が出ておりました。それで、今後業者のほうにどういったかたちで依頼するかということを進めていこうと考えております。

それで、防災としては災害時の庁舎機能についてということで、現在本庁舎の機能がある庁舎は7つありますけども、それが緊急時にどう対応するか、あるいは総合支所の状況も含めて、次回防災の担当課のほうから説明を受けるというようなことになっております。それと3番目に、市庁舎整備に関する比較の視点ということで、視点の1つとして市の財政計画ということがとても重要だということで、財政担当課のほうから説明を4点、主に説明を受けております。それと比較の視点と比較のイメージということで、市庁舎に必要な機能とか、条件とか、整備の効果について今後どのように議論を進めていくかということについて、委員長のほうが試案をつくられて、それをもとに協議いただきました。今後も次回以降協議するという事になっております。それで4番目として市民の意識調査ということで、市民が市庁舎整備についてどのような関心やかかわりを持って、どのような理由によって、どのような意見や意識を持っているかを把握することがとても重要ということで、委員会のほうで市民の意識調査の実施についてするかということの議論をされました。最終的には実施する方針とされまして、時期や内容について今後議論していくことになっております。それで、次回委員会につきましては3月の18日、来週月曜日ですけども、行うようになりました。以上でございます。

◆中西照典 委員長 詳細はそれぞれ手元に渡っておるでしょうから、報告について、何か、報告についてもう少し聞きたいことがあれば。椋田委員。

◆椋田昇一 委員 何点かあるんですが、1点ずつですね。まず第3回るときだったと思うんですけど、7つの庁舎に関する耐震診断の状況等について御質問が出て、執行部のほうで耐震診断の結果とか、それを踏まえた今後の方向性とか説明があったと思いますが、まずちょっと、

そこの私の理解が違っとったらいけませんので、まず、そういうことがありましたよね。まず、どうでしょう。

◆中西照典 委員長 今のありましたよっていうことですね。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ございました。

◆棕田昇一 委員 はい。あれは、いつでしたかね、先々週末だったでしょうか、執行部のほうから資料提供と言いますか、情報提供ということで、平成 25 年度の機構改革の資料が配布されていましたが、それによると、文化ホールの生涯学習課は第 2 庁舎に戻すと、それから福祉文化会館の男女共同参画課は本庁に戻して人権推進課の課内室にすると、こうありましたね。そうすると、もしそうだとするとですよ、文化ホールは 25 年度からは庁舎という位置付けはなくなるっていうことですかね、どうなんですかね。あるいは福祉文化会館は庁舎という位置付けと言いますか、性格と言いますか、はなくなるということですかね、そのあたりどうでしょう。

◆中西照典 委員長 はい、どうぞ。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。行政機関が入っている部分という考え方で今まで捉えておりましたので、ですから、解放センターにつきましては、解放センター、人権文化センターですね、こちらについては、

( ) 生涯学習課、

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 生涯学習課、生涯学習課のほうについてはそっくりきますので、対象から外れる。それから、福祉文化会館におきましては、行政委員会がまだ残っておりますので、まだ庁舎としての位置付けが残っているということになりますね。

◆中西照典 委員長 はい、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 1 つは、専門家委員会も資料とかやりとりの具体的な内容からすると、7 つの分庁舎に今あるという現状の上で検討と言いますか、協議が進められていると思うんですね。それで、少なくとも第 4 回のときに、その機構改革のことを執行部のほうから説明と言いますか、はなかったと思うんです。これはあまりにも、それこそ専門家委員会に対する軽視と言いますか、ちゃんとした議論を保証しないものと言いますか、あわせて私は、機構改革自体は市長の専決事項であったとしても、これだけ市庁舎問題、7 つの分庁舎体制ということで議論しているのに、議会に対しても何らそういう事前の協議なり、相談なり、そういうことをなしに 1 枚の紙切れで 25 年度の機構改革はこうするんだと、これはあまりにも独善的で、かえって議論を混乱させるものではないかというふうに思いますが、その点はいかがですか。

◆中西照典 委員長 羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。まず、庁舎という捉われ方で、これはいいにします。7 つの庁舎が 6 つにということでございますけども、それについての機構改革をペーパー 1 枚でというお話でございましたけども、これにつきましては事前に協議とかということを議会に対して今までしたこともございませんし、棕田委員おっしゃられましたように、市長の権限でということとさせていただきますので、まだ最終的に人事異動が行われる前の段階、早めの段階から情報提供をさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 今、私もさきほど申し上げましたように、こういう庁舎のあり方についての議論がなされていないときであったり、あと専門家委員会で既に議論が進んでいないときであれば、今の部長の説明はそのとおりになんだろうと思いますよ。しかし、そうではない向きがあるから申し上げていたので、それについては何か、今のは、何の答弁にもなっていないというふうに思いますが。

◆中西照典 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。第3回目のときにおきましては、この今までの資料をもとに説明させていただいたわけでごさいます、第4回目に機構改革、議会でも議論された、こういったあとにされたのということでもありますけども、これにつきましては、第4回目に申し上げなかったというのもあるんですけども、今後においては当然検討されて、組織の中身、これを次の段階でステップ等の中でやってきますので、その段階では当然議論されてくる内容として上げてきたと思っております。

◆中西照典 委員長 はい、椋田委員。

◆椋田昇一 委員 第3回で7つの庁舎体制ということで耐震状況等が議論されて、第4回が開かれる前に機構改革の公表が、発表と言いますか、なされているのに、それらを専門家委員会にも、議会に対してもですが、議会のことはちょっとまた別次元の話として、今日の今の報告事項にかかわって言いますと、専門家委員会に何の説明もしていないというのは、ちゃんとした議論をつくり上げていくということに執行部としては不備と言いますか、不十分さと言いますか、があるのではないですかということをおっしゃっているんです。

◆中西照典 委員長 はい、中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい、すいません。当然機構改革の話をお我々は知ったわけですけども、それで、4回目の議論に当たっては、当然ちょっと委員長さんにもこうして機構改革の話はありますということは説明したんですけども、現段階の資料の整理においては、とりあえず当面の、これは4月1日以降ですから、機構改革自体は、当面の庁舎の整備、4案の整備についてはこの議論でやっていって、それで、4月以降にはそういったことを含めて、新たなこの庁舎のあり方の中で議論しようという話をしているところでございます。

◆中西照典 委員長 いい。はい。じゃあ、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私も今回の機構改革について、少し思うところがあるわけですけども、総務委員会、総務企画委員会の報告を聞かせていただきましてね、やはり椋田委員がおっしゃるように今この庁舎問題と一緒にいろいろなこの機構改革とは別々のものではなくて、確かに市長の専決事項であって、機構改革毎年毎年行われてきているわけですけども、しかしながら来年度の機構改革については今まさに椋田委員言われたように、この専門家委員会も立ち上がって、そして一体で考えていけないといけないところもやっぱりあるわけですよ。さきほど、例えば文化ホールにしても福祉文化会館にしても位置づけというものがやはり影響してくるわけですし、そこら辺のこの慎重さと言いますか、それはもう少しあっても私は良かったのではないかなというふうに率直にこれは感じました。今、次長のほうから来年度この機構改革を進

めながらこの庁舎問題、専門家委員会への報告もされていくんでしょうけども、私やっぱりこの時点で、この3月の時点でもう少し、確かにこれまで議会に対してそういうこの意見を求めるとかそういったことはないわけですけども、こと今回のことに当たっては、やはり議会とのもう少しこの意思疎通と言いますかね、そういったものを図りながらされても良かったのではないかなというふうに私も思いました。これは意見として申しました。

◆中西照典 委員長 両委員から出ていますんでね、局長いいですか。やはりこういう問題は非常にいろんな意味で微妙な問題ですので、やはり特に専門家委員会の検討される内容に、やはり注意を払っていただいて、さきほどお二人が言われるようなものは注意してください。はい。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい、分かりました。この4つの案につきましては、今まで出たものに対しての比較ということで、おっしゃるようにすごい機構改革で変わるんだから中身も変えていかなければならないんじゃないかなということで、当然のことだと思います。出た資料の比較という考え方でちょっと当時第3回目については調査を行っているということで提案させてもらったものでございますので、あの、

◆中西照典 委員長 いいですから、だからお二人の言っているのは今後こういうことないよということですから、過去のことを言っても、もう終わっていることですから、それぞれ出ておられるから分かるから、そこのところだけ注意していただくように、今後いろいろな問題でね、はい。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい、分かりました。

◆棕田昇一 委員 もう1点。さきほど橋尾委員のほうからも非常に報告が簡潔というか、荒っぽいというか、分かりにくいというお話がありましたけどね、確かにそれで、特別委員会の皆さんあるいは議員の皆さんも専門家委員会を傍聴してくださいとか、テレビをちゃんと見てくださいということであればね、こんな報告もいらないわけですしね、ただ、やっぱり報告をされるのであれば、逐条的というわけにいかんと思いますけど、3時間やったら3時間ここでやるわけにいきませんからね、もう少しやっぱり丁寧に、そういう意味の1つとして、さきほどの説明の中でこの比較の視点、イメージの3番、今日の報告書の3番の(2)ですね、比較の視点とイメージということで、まさにこの2行ですね。さきほど読まれて報告をされましたが、実際の3月8日の議論を見ていると、委員長私案に対して、確かに否定ではなかったけれど、なかったけどね、今はまだ4つのこの案についてもっとその審議をしないといけんじゃないかと、あるいはこの委員長私案は非常に、その中身について疑問と言いますか、いろんな意見もたくさんあったと思いますし、あるいはイメージがわからないというふうに表現された委員もいますしね、ですからそれがいきなり私は委員長私案が前回の専門家委員会でも否定されたとは言いませんが、今日の執行部の説明だけを聞くと、なんかもう早速次からでもこの表に基づいた議論に入っていくかのようなね、やっぱり誤解というかと与えますんで、まずこの点についてもう少しどうだったのかということとあわせてこの我々特別委員会への報告の仕方について、もう少し考えてもらわないといけんということで、2点目のほうが意見、1点目のほうはもう1度もう少し報告をいただきたいということです。

◆中西照典 委員長 はい、次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。そうしましたらちょっとじゃあ皆さんのお手元にあります資料3-1をお開きいただきたいと思いますけど、はい。

◆中西照典 委員長 第4回の3-1。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 そうですね、はい。これ、委員長のほうが私案というかたちでイメージをちょっとメモされましたので、これ事務局がそのイメージをもとに起こしたものでございます。3-1ですね、はい。今後気をつけて、できるだけ丁寧な説明をさせていきたいと思っておりますけど、これは委員長がイメージというかたちで提案されたものでございます。それで、縦軸なんですけども、比較視点ということで、大きくは効果、それでその中に、ありますか、はい。効果ありまして、それとコストということで、それで効果の中でも市庁舎に必要な機能と条件ということでありますように耐震工法であるとか、防災あるいは行政の事務、議会の機能あるいは市民サービス、市のアクセスとか、駐車場とか、バリアフリーの関係であるとか、環境配慮であるとかこういった比較の視点がいろいろありますよねという、これは例示的に上げられております。それと、その他の効果ということで、これも短期的なものとか長期的なものがあるんじゃないかなということで、これ短期的に言えば経済効果になりますし、長期的に言えばまちづくりであるとか、周辺整備であるとか、長期計画との関連であるとか、そういったものもあるんじゃないかなというイメージですね。それともう1つ、コストということで、これは1の(6)との対応の関係を明確にするという意味で、イニシャルコストあるいはランニングコスト、それと市の財政への影響ということで、これは財政から今回来ていただいて説明を受けたんですけども、こういったものもあるんじゃないかなということで、そういった縦軸ですね、比較の視点を項目で上げられております。

それであと、それに対して、現状はどうであるとか、新ニーズはどうか、他市の事例であるとか、必須状況は何があるか、こういったことを例示的に書いておられまして、それで、これについて本当に議論を深めていこうという話になったわけです。それで、椋田議員さんおっしゃるように、これについてはまだ早いという意見もございました。なかなかイメージがわからないとかという意見は確かにありました。ただ、今まで4つの案についていろいろ市庁舎整備について何が必要かというのは項目立てする中で、現状の中で議論しておりますので、今度は次のステップとして比較する視点を、もう一度この整理していこうということで、こういった整理の場を作られたということです。それと右側のほうに、それを踏まえて、じゃあ市庁舎整備の方策がどんなものがあるかなということで、想定1とか、想定2とか、想定3とかこの辺がなかなかちょっと議論がいろいろ出ました。なんかこう今まで議論したものと、全くなんか想定が出てくるのはおかしいんじゃないかなという話もありました。それで、ただ大筋ではやはり今議論しているのは、耐震か新築かという話になる、それで言えば1号案と2号案なんですけども、耐震か新築かの中で、今左のほうの項目の中で、いろいろ検討すれば自ずといろんなものが出てくるんじゃないかなというイメージをやられたわけですし、今後この辺についても、もっと議論進めていかないといけないということであります。ただ、この時点では、まだまだ議論せんといけないし、この時点で見せられてももう少し考えたいということで、次回以降議論が持ち越されたということでございます。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 私も今ご報告いただいたようなことが大筋だったと思います。そういう意味で言いますと、それと最初の説明とでは、雲泥の差というのかですね、ずいぶん違うというように思いますので、最初の説明だともうこの線で次からこの中を埋めていく議論にでも入っていくかのようなイメージでしたから、その点をちゃんとしていただきたい。もう1点は、私も気になっていたことの1つなんですけど、さきほどの、今次長の話聞いて、ああそういうことだったのかと思ったんですが、委員の方々、改修という言葉が使われたり、新築という言葉が使われたり、ただ私は委員長は新築移転という言葉をよく使われるのがずいぶん耳についていたんですが、私は善し悪しはちょっと置いておくとして、新築と言っておられる人は現在地での新築ということもあるのかなと思っていたんですが、今、次長の話の聞くと新築、つまり1号案ということですけどというふうに言われましたが、新築移転ということなんですか。ここで新築と言っているのは。その辺も非常にこれ混乱を与えたいと思いますよ。どうですか。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 すいません、ちょっと私の説明が悪かったと思います。1号案でという意味じゃなしに、新築か耐震かの大きな対比があるだろうという意味でございます。そういう意味で言えば新築もここなのかどこなのかという議論全くこれからなると思います、はい。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 資料の4についてなんですけれども、概要のほうでも4番目のところに市民の意識調査についてということで、これについていろいろ議論があって、市民の意識調査を行う方針として時期や内容については今後の議論とすることとしたという報告になっていますが、この資料の4のところですね、ちょっと私正しくないなと思うところがありますので、そこは指摘をさせていただきます。3の調査の持つ意味のところの⑥番のところ、市長の年頭のコメント、市民の意向を踏まえ整備を進める。それで議会の結論というところで、カギカッコで市民の声を取り入れてという、そういったこととそごすることはないと、調査をすることは、そういうことを委員長さんおっしゃりたいんだと思いますが、肝心な住民投票の結果を尊重しということが抜けておりますので、本当にちょっと都合のいいようにとられたくはないと私は思いますので、そこはちょっと指摘をしておきます。間違った方向に行っては困ると思います。

◆中西照典 委員長 はい、次。はい、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 市民の意識調査の事項にかかわる部分なんですけど、私、聞いていて、えっと思ったのが、ある委員がこの意識調査には、ちょっと表現忘れましたが、反対というような意味の発言をされて、それでその理由として、これをやると委員会、私たち委員会の不利になるから、中立公正な専門家委員会だと言いながら、委員会の不利になるから意識調査をすることに賛成だとか、反対だとかね、これは不適切発言であると同時に委員として本当に適格性があるのかどうなのかというふうには私は大きな疑問を持ちましたが、この場で適格性云々のところについては執行部としても言及しにくいでしょうけど、この発言については、どのように執行部は認識しておられますか。中立公正な専門家委員会と言われるものを、委員の認識と発言として。

◆中西照典 委員長 それはあれですか、その執行部がどういうふうに思っているのかというのを聞かれるわけですか。どうですかね。答えられたら、はい、中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。すいませんね、委員さん、ああいった議論の中でバーっとやるものですから、ちょっと少しく興奮というわけじゃないですけど、ちょっとあったのかもしれない。ちょっと勘違いされていたのかなと、意見をもらうのをなんか文書にまたいっばいもらうようなイメージでおられたのと、それで、それに対して、いや、市民意識調査というのは不特定多数、無作為抽出ですね、やりますからそういった意味で今まで市民から届いた意見をさらにこうやって文書にもらって、積み上げていくようなイメージではないですよという説明されて、ああそれなら分かりましたという感じで了解されたと思います。

◆棕田昇一 委員 意見だけ申し上げておきます。今のような、どういうんですか、その方の受け止め方、当初の誤解というか、認識というか、であるとしても、それは委員会にとって不利とか不利ではないとかという、そういう言葉につながるようなものではないと思いますよ。ですから、執行部も言及は難しいからそう言われるんでしょうが、少なくとも不適切発言、中立公正な専門家委員会というのであれば、委員の資質が問われるということだけは意見として申し上げておきたいと思います。それで、関連して意識調査の件ですが、やはりここについても先程の比較の視点イメージと同じように執行部の説明、この4行だったわけですけど、委員の中からは当委員会だけで決めるのではなくて、市議会の特別委員会での検討してもらうことあるいは議会と自分たち専門家委員会との、こういう言葉ではなかったかもしれないけど、共通理解というか、コミュニケーションというか、というようなことの営みも大事ではないかという意見があったと思いますよ。それに対して執行部からは報告の場だというような、報告の場もありますと。つまり特別委員会で報告できます、みたいな、あるいは委員長は、自分たちの範疇の中でやればいいからと。それで、そういう中でまたその委員は再度議会に単に報告というだけではなくて議論と納得を得ることが大事ではないかと。さきほどの機構改革の話と一緒に、通常時という言葉がそれこそ不適切かもしれませんが、であればそれぞれ独立した機関ってことはあっても、やはりこういう経過をたどってきて、こういうデリケートなことを迎えているだけに、私たちがそれを受けるか受けないかはまたちょっと別次元ですけど、委員の方の見識というのは、ある意味私は、その見識を示されているんだと思いますが、それに対して自分たちの範疇でやればいいんだというような委員会運営や執行部も単なる報告の場ということだけのことでいいのかと、そのあたり執行部もう一度どう考えておられるか、あるいはそのときの状況説明も含めて、ちょっと説明いただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。意識調査の件につきましては、この内容の意味も含めまして、委員長いわゆる委員会の中で進めていきたいと。意識調査は自分たちが専門家委員会の中で決定したことを意識調査として執行部がやるのか、じゃ、どちらもこれやっていくのかということがその前の前段でもあったんですけども、この意識調査につきましては委員長、この専門家委員会の権限の中でその内容確認、確定してくる中で当然同時並行してやっていかなくちゃならないじゃないかという意識づけでこれは委員長が専門家委員会の中の権限の中でやればいい

んじゃないかという発言だったと思うんです。それで、その中で委員さんがこの内容については議会のほうも今回条例制定にあたって携わってこられたわけですから、この住民の意識についても一緒に協議して行ってやっってはどうかということはあったんですけども、そのときに発言させていただいた、私のほうからですけども、専門家委員会の内容につきましては協議というかたちじゃなくて、逐次報告をするということで対応させていただきますと。じゃ、それに対しては報告だけで済むのかということがありましたので、報告とともにその中で質疑があれば受けて、それに対して反映していくということがあればさせていただきますということはおっしゃっています。

◆**中西照典 委員長** 今の椋田委員の発言はこちらからどうしろとは当然言えないわけですが、こういう委員の発言があったということは委員長さんにもきちっと伝えていただいて、向こうの判断でされることですけども、やはりこういう意見がありましたよとかはきちっと委員長さんなり委員会のほうには伝えていただきたいと思います。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今のことに関連してなんですけども、確かにこの専門家委員会、大変重要なご審議をさせていただいている中で、多少この不適切な発言もあろうかと思いますが、あまりそれを指摘してしまえばなんか委縮をされてしまうような、なんかこの委員会そのものの公平性を逆に自由度と言うか、縛るようなことになっていけませんし、それを言われれば議会の中の不適切発言とかもよく耳にするわけですけども、もう少し、改めて公平公正な委員会として自由闊達なやっぱりこの意見、そして、この委員の皆さんの自覚のもとで自由な発言をさせていただいて審議を深めていただきたいなと私は思いました。その市民意識の調査についてということで、小野委員長さんから私案、私案が出ているわけですけども、ここの中、ちょっと具体のもし内容が分かれば教えていただきたいんですが、この調査の方法について多くのサンプルが得られればということとか、一定の回収率ということが文面の中に見られるわけですけども、現段階での委員長さんの思いと言いますか、改めてこの市民へのこのアンケート調査をされるにあって現段階でどのようなことを考えていらっしゃるのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** どうですか。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** はい。

◆**中西照典 委員長** はい、亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** アンケートの中身につきましては、これから深めていくんですけども、できあがった結果に対してアンケートをとるというのではなく、内容を煮詰めていくのに参考になる内容のアンケートをしていきたいということで話は伺っております。

◆**中西照典 委員長** はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** そうすると、まだ現段階ではどれだけのこのアンケートを出していくのかとか、そういったことはまだよく委員長さんのほうからも出ていないという理解でいいでしょうか。

◆**中西照典 委員長** はい、亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** はい。中身の議論はまだしておりませんので何とも言えませんが、方向性としては提案内容を作り上げる上での参考にしていくというもののアンケートをとると

いうことでございます。

◆中西照典 委員長 はい、じゃ、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この専門家委員会なんですけど、回数を重ねてくるに従って、特にこの第4回、私は録画で見たんですけども、ちょっと混乱しておられるんじゃないかなって正直思いました。それで、議論が、いろいろ資料も毎回毎回出てくるし、新たに加えたりしてどんどんつくられているわけですけども、本当にいろいろ議論が進んでいく中で、委員の中からはこの委員会のやるべき範疇って言いますか、そこら辺がどうなんかっていうような意見も出たり、本当に、私は正直本当に気の毒だなと思ったんですけど、本当に混乱されているなど。もっと本当にちゃんと共通認識を持つべきところはしっかりと持って本当に運営されないと、これは自分の教訓として本当に見ていて思いましたので、やはりそのあたりちょっと一言、二言、私、委員長さんに言ってあげていただきたいなと思いますし、それとあと、せっかく本当に2時間ないしそれ以上の時間を使ってやられているわけですが、ちょっと本当に失礼にあたるかもしれませんけども、ちょっと委員長さん喋り過ぎかなと思いますので、やはりちょっと運営の仕方をちょっと執行部のほうからもアドバイスされたらいいんじゃないかなっていう老婆心ながら思いました。

◆中西照典 委員長 はい、次の意見。よろしいですか。

◆中西照典 委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 この表のほうのことについて質問させていただいてよろしいですかね、この検討、4つの案ですけどね。これいいですか。これについてページが4ページ、下から2段にありますけど、2段目に庁舎の寿命というのが、これは最終的には専門的なところでしなれば出ないということですかね。例えば、右端の住民投票後の変更案、庁舎の寿命っていうのは、耐震一部新築っていうか増築っていうのがありますけどね、65年っていうのが当然、築もう48、9年経っていますから耐震補強しても何年っていうその辺が、この辺は、具体的にはそういう話はなかったですかね。その辺をちょっと。

◆中西照典 委員長 はい、どうぞ。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 どうも。

◆中西照典 委員長 はい。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 庁舎整備局の前田です。専門家委員会の中での寿命の話についていろいろ協議がなされたんですけども、その中で私が申し上げたのは、まず寿命については議会の中でも報告があり、まず65年と定めたのは建築物のライフサイクルコストにおける耐用年数であるとか、建築の標準工事仕様書におけるコンクリート強度から出したものであるということで、その65年というものを定めたものだというふうにお答えしました。以上です。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 65年ということですけど、耐震については出なかったということですよ、耐震、仮に工事しても、基礎免震にしても、それ、建物の劣化とかいろいろそれに調査がいるでしょうし、専門家委員会ではよう判断できないということですかね。ある程度建築設計事務所とって。

◆中西照典 委員長 前田さん。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。耐震改修のほうの報告書におきましても耐用年数がいつまでということは書いてございませんし、専門家委員会の中でもその質問が小野委員長からございましたけれども、報告書、どの報告書にもいつまでもつとか、耐用年数はいつまでとかいうことは記入ございませんということで報告しました。

◆中西照典 委員長 いいですか。はい。じゃ、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 今、具体的な質問出ましたんでちょっとじゃ、私も。この4つの計画案の比較表についてですが、ここにコストへの影響ということで、直接的影響と間接的影響ということで色つけがありますが、これについても項目ごとに色つけというのは不適切ではないか、不適切っていうか、よくないんではないかと。そうではなくて案ごとにここはこの色、ここはこの色ということではないかと。こういう意見があり、それらを受けて最終的には委員長も、違うわ。そういう意見、もう1つは別の委員からその他経費が発生する要素という、この4ページのところでですね、に係わって、4ページのこの、それこそ左がグリーンになっているところですかね、その他経費が発生する要素というところに係わって、これの住民投票前検証案っていうのと住民投票の2号案のところのこの記述ですね、黄色の色がついている。これは、それぞれの案がもっている要素ではなくて日本設計が指摘をしたことがコメントされているんじゃないかという意見があって、これも委員長がこれについては事務局に、執行部にこれは注釈をつけておくようにというようなことで、この議論が引き取られたと言いますかね、というようなことがあったんじゃないですかね。

今日我々この議会の特別委員会、このままを見ておると、このままをやっぱり受け止めてしまいかねない要素もあるわけでして、さきほど来申し上げましたように、3時間の議論を3時間かけて報告してくださいとは言いませんが、やっぱりもう少しポイントを押さえて必要とするところの報告は丁寧にしていただく必要があるんじゃないかと、こういうふうに思いますが、いかかですか。

◆中西照典 委員長 いかがですかじゃなしに、そういうふうにしてくださいということですからね。今後やはり専門家委員会の意見の中で、やはり委員の中で特に指摘されたり、この報告書は変更をやっぱり委員長なりがされたことはきちっと変更を、注釈をつけて少なくともこの委員会には、特別委員会には報告してくださいということです。はい、してください。その他は。いいですか。では、今日はこの報告に関してはここで終了とさせていただきます。では、庁舎整備局のほうはなければこれで退席してもらって結構です。

## 25 年陳情第 3 号鳥取市庁舎整備に関する陳情について審査

◆中西照典 委員長 それでは陳情の審査にまいりたいと思います。陳情の審査は、どうもまず新規分から、新規分をまずやってということが1つのルールというかそのようですので、それに従ってやっていきます。まず、新規の分は平成 25 年ですね、市庁舎整備に関する陳情であります。内容は読んできておられると思いますけども、この陳情についての御意見をお伺いしたいと思います。はい、寺坂委員。

- ◆寺坂寛夫 委員 整備局が帰っています、ではなしに、選管ですね、選管の段階ですね、この前説明受けたときには4,300万という格好ではなかったですかね、住民投票。
- ( ) 6,000万って、
- ◆寺坂寛夫 委員 6,000万弱って書いてありますけど、違いましたかね。私の、総務企画委員会では4,300万と記憶していましたけど。
- ◆中西照典 委員長 待ってくださいよ、細かいことは。今、25年陳情第3号をやっております。
- ◆寺坂寛夫 委員 25年のか。
- ◆中西照典 委員長 25年のほうですね、はい。新規の分からということですので、はい。伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 はい。この陳情趣旨の(3)番のところになるんですが、5月20日の住民投票に示された2号案は無効でありという表現があるんですけども、無効ということにはならないので、よって私、これは不採択だと思います。以上です。
- ◆中西照典 委員長 その他に御意見はありませんか。
- ◆椋田昇一 委員 はい。
- ◆中西照典 委員長 はい、椋田委員。
- ◆椋田昇一 委員 今、伊藤委員が言われたのと同じ箇所ですが、私も無効だとは思っておりませんが、2号案が無効だったら、よって1号案じゃなくて住民投票自体が無効ということになるんじゃないですかね。この陳情は甚だ論理矛盾だと思います。
- ◆中西照典 委員長 (3)は論理矛盾しているということによって不採択という意味ですね、当然。はい。他に。ご存じのように陳情においては、趣旨の1カ所とか1項目でも、やはり採択できないものについては不採択となるというのがルールですので、その他に何か。ただ、今の部分は矛盾ということと2号案は無効でないということが不採択の理由に上がっておりますが、他に御意見があれば、はい、桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 私も(3)については同じ箇所について、やはりどうかなという思いがあります。それから、(1)住民投票2号案を提示したことということについては、これはやはり先のこの住民投票条例案を、多くの署名を集められて議会に提出をされてきた経過、そういったことも踏まえて議会として住民投票について行うべしという、この背景には当然ながら当時の合併特例債の活用期間ということもあったわけではありますが、いずれにせよ議会としてそのような選択をしたことは事実でありますし、そういった経過についてもこの住民説明会の中でも説明があったと思いますし、また(2)よってその2号案の内容に重大な瑕疵があったかどうかと言えば、これは瑕疵はなかったというふうに私は判断をしておりますし、この(1)(2)(3)を通してなかなか認めづらい、不採択でいいのではないかなというふうに思います。
- ◆中西照典 委員長 他に。下村委員。
- ◆下村佳弘 委員 これ、特別委員会が出した結論なんですけど、これ、特別委員会の報告書が議会で採択されたということが、これ、大きな理由でありますし、もう1つ責任のことを言えば、住民説明会が議会のとった責任ということであろうということを感じております。そういうことを考えれば、陳情趣旨とはかなり違う面があるということの不採択ということになるのかと

いうふうに思います。

◆中西照典 委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 はい。私も下村委員と一緒にして、先の2月2日と3日ですか、市民説明会等も十分ではないかも分かりませんが説明しています、議会で。この責任というのはちょっとよく分かりませんが、今後もきちっとした責務を果たしていくのが責任だと思いますので、説明責任を果たしていくということだと思いますので、不採択ということで。はい。

◆中西照典 委員長 すみません、橋尾委員から何かあれば。

◆橋尾泰博 委員 いやいや、もう皆さんの御意見聞かせていただいて私も御一緒でございます。この3項目出ておりますけれども、住民投票2号案を提示したことを市民に謝罪するということが、住民投票に2号案は提示したんですが、言えばこれは概算の段階の提案でありまして、この住民投票の段階で細かいきちっとした数字が出せるはずもない状況の中でやっておいて、その金額が違っておいたから市民に謝罪しろとか、2番目のその重大な瑕疵があるって、どこがこう重大な瑕疵なのか私はまだよく理解できませんのですが、言えば謝罪をなさい、責任をとりなさいということですよ、1番、2番。それから、3番の2号案は無効であり、よって1号案、市立病院跡地への新築移転案が速やかに実現できるようにと、これは会の思いの中から書かれている文章でしょうけれども、私は住民投票というものは有効であるというふうに思っておりますし、無効であると決めつけられると、なかなかこの陳情の趣旨には採択ということには相成らん、私も不採択が妥当であろうというふうに考えております。

#### 25年陳情第3号鳥取市庁舎整備に関する陳情について採決

◆中西照典 委員長 はい。6人の委員からそれぞれいただきました。じゃあ、採決をとっていいですか。よろしいですか。はい。新規陳情分ですね、平成25年陳情第3号鳥取市庁舎整備に関する陳情を採択される方の挙手をお願いします。

#### 挙手なし

◆中西照典 委員長 採択0であります。よって不採択となりました。

#### 平成24年陳情第13号鳥取市庁舎整備についての陳情について審査

◆中西照典 委員長 次に継続分の陳情平成24年度陳情第13号鳥取市庁舎整備についての陳情をテーマとしてあげます。これについての皆さまの御意見をお伺いします。

◆下村佳弘 委員 はい。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 さきほどと同趣旨でございますので不採択ということでございます。討論みたいになりますけれども、それで私の意見とさせていただきます。

◆中西照典 委員長 では、平成24年度の陳情と同じ内容で24年度の陳情も不採択だということですね。はい、次は。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私も同じですが、ただ(2)のところに、さきほどの新規の陳情の最後の1文にもありますが、何が市民にとってベストなのか、最も合理的な案をまとめること、これが今

まさにこの専門委員会で、この長い議論の経過も踏まえて審議を深められているところであり  
ます。ここについては、私は十分理解をしているつもりですけども、しかしながら（１）のこ  
の住民投票は無効というようなことであるとか、耐震改修案を白紙撤回ということにはなかな  
か至らないというふうに思います。よって、陳情理由なり理解するところもありますけども、  
さきほど委員長が言われたように、その文面の理解ができないところがあれば陳情不採択とい  
うような観点から考えれば不採択せざるを得ないのかなというふうに考えます。

◆中西照典 委員長 はい。他に。どうぞ、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 はい。

◆中西照典 委員長 はい、どうぞ。

◆棕田昇一 委員 私がさきほどのところで申し上げましたが、2号案は実現不可能だったとは思  
っていないんですが、私は2号案がもし実現不可能でこの陳情の趣旨にあるように、そうする  
とそれは当然住民投票は無効で、だとすれば我々議会の責任というのは単に市民説明会を開い  
て責任がとれるというようなそんな生易しいものではなくて、私は議会を解散すべきだと思  
いますが、私自身はその前提条件がこの陳情の考え方、趣旨とは全く違いますので結論的にはこ  
れは不採択にすべきだと思います。

◆中西照典 委員長 まず、いずれも25年度と同じような内容的にはそういうことですね。他に  
いいですか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私はさきほどの新規の陳情と同じ理由になるのですけれども、特にここの（2）  
番というのは、1番につなげて書かれているのでしょけれども、住民投票が無効となった事  
態を踏まえというふうにもう限定して書かれておりますし、これは不採択ということになると  
思います。

◆中西照典 委員長 はい。表現は違いますけども、さきほどの25年度の陳情に似たような意味  
での不採択理由とさせてもらってよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆中西照典 委員長 はい。では、その内容については副委員長と協議しますけれども、皆さまの  
おっしゃったようなことをまとめたいと思います。それでは、はい。うん、しますよ、当然。  
これから、事務局から終わるんじゃないかと思って、当然採決をいたします。それでは、採決  
に移らせていただいていますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平成24年陳情第13号鳥取市庁舎整備についての陳情について採決

◆中西照典 委員長 平成24年陳情第13号鳥取市庁舎整備についての陳情を採択される方の挙手  
をお願いいたします。

挙手なし

◆中西照典 委員長 採択なしです。よって、平成24年度陳情第13号鳥取市庁舎整備についての  
陳情は不採択とされました。以上で陳情審査は終わります。今日はこれで。はい、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 すいません。今日、ロッカーの棚の中に鳥取市議会湯口史章議長さま及び市庁

舎整備に関する調査特別委員会の皆さまということで、文書が入っておったんですが、これをどうするこうするということは別として、やはりこういうものが現実に提案者から出されたということであるなら、やはりこの取り扱いもどういうふうにするのか、特別委員会としてするのか、あるいは議会全体として、また代表者会でも開いていただいて議長として返事をするのか、やっぱりここら辺もやっぱりある程度こう整理しといたほうがいいのかなど。あるいはもうこれは1つの参考資料としていただいておくのがいいのか、市民の前で堂々と反論いただく機会を設けられることをお願いしますというようなこと、私も全部は読んでおりませんが、こういうのはお昼前に来たときに入っていたものですから、これについての取り扱いについては委員長としては私見ございませんか。

◆**中西照典 委員長** これは、私もいただきまして、こちらのほうでどういう扱いがいいかなということでもやりました。私見というか、ただ委員会に正式にそういう方をお呼びするということになると、どうも公聴会の中で、あるテーマについて、どなたかお呼びするとか、それから参考人というかたちでお呼びする、参考人ということは我々が何か審議しているときにやっぱり専門的な、特別な見識を持っている方をお呼びしてその意見を聞くという、どうも委員会としてきちっと決めて個人をお呼びするときはどうもその2つしかないようであります。そういう意味で言うと、どうもこの方の意見を正式に、委員会で正式に決めてお呼びするという機会には今のところはあたらないじゃないか。これからもしも何かのときに、委員会の中で参考人なり、公聴会を開いてそのときにお呼びするということで、その中でたまたま私見が述べられたということはあるかもしれませんが、少なくとも正式にはできません。内々でちょっと聞いてみようやというような、あるいはこれはあくまで私見ですけども、各会派で、こういう意見が出ているからお聞きしようということはいいいのですが、委員会としてはさっきの2つの方法しかないようであります。ですから、今の意見の中で、私は私見ですがそういうふうに思っております。それぞれ皆さん思いはあるようでしょうが、ここで結論を出してどうだとは言いませんけど、本来は意見があって、ここでどうしようということを決めていただければいいですが、今日の今日ですからなかなかまだ十分読んでないかたがおられると思いますので、いいかな、次のときまで皆さんそれぞれ会派の方の意見もあるでしょうから、それまでゆっくりと検討していただくということでもいいですか。よろしいですか。はい、どうぞ。

◆**桑田達也 委員** 今、委員長検討というふうにおっしゃったわけですけども、これ、提出者はその市民の会呼びかけ人として直筆で書いてあるわけですけども、ほぼ1人の方の御意見ということで承ればいいというふうに思いますし、同趣旨のような内容が第3回の特別委員会、市議会の特別委員会にも提出をされましたけども、委員会の中ではそれを審査の案件として取り上げたという経緯はありませんし、同じ扱いでいいと思います。第3回ときには取り上げなかったけど、第4回で取り上げるというようなやはり公平性に欠けるようなことがあってはいけませんから、特別委員会として一貫した流れで取り扱えばいいのではないかとこのように思います。

◆**中西照典 委員長** いいですか。はい、椋田委員。

◆**橋尾泰博 委員** ちょっとしゃべらせて、

◆中西照典 委員長 どうぞ。

◆橋尾泰博 委員 ちょっとしゃべらせて。

◆中西照典 委員長 はい。

◆橋尾泰博 委員 今ね、桑田さんはそういうふうにおっしゃったのだけど、今回のこれちょっと今見るとね、日経のアーキテクチュアだとか、建築ジャーナルだとか、これはもう建築関係のもう全国誌ですよ。やっぱりこれらにこう何というか、インタビュー形式みたいなかたちで書いてあるみたいなんですけども、やはりこれだけやっぱり公の雑誌に出て反論しておられるということになると、やはり議会特別委員会としてもやっぱり何らかの対応を打たないといけんじゃないのかなあと。さきほど、桑田さんがおっしゃったその特別委員会に云々という話があったのですが、これは、日本設計さんなんかを検証した折に、こう何と言うんですか、ビデオを見ておられてそれに対する反論ね、何回か人を通じて私の手元にもきたのですが、やはり日本設計さんがもう一切受けつけられなかったという経緯もあるんですよ。これはもう契約の内容に入っていないと、そういうことをするのはやめてくださいと、やるのであればもっと追加契約でまたお金を出してくださいみたいなどころがあって、なかなか何回も説得したんだけど無理だった部分があるので、それとはちょっと違うと思うんでね、そこら辺はこう問題点を整理しないといけないと思うんですけど。

◆中西照典 委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 はい。委員長の方がおっしゃられました、持ち帰ってでもね、協議ということはあるでしょうけど、以前その方は第3回ですか、特別委員会、2回来られたときにも私は現場を見てないんだということを言われたり、また、設計委託をもらってないということも言っておられたことですね、またこれは今後会派でそれを持ち帰ってでもそれはすればいいと思いますので。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 この山本さんがこの文面でまとめられているような対応になるかどうかは別として、あるいは委員長がおっしゃったように特別委員会としてできること、できないこといろいろありましようが、議会というね、特別委員会だけではなくて議会ということもありますし、さきほどありましたように、どういう内容、どういう方法かは別として、住民投票の私が言っているように2号案自体は議会がつくったものだと思いますけど、そのもとになる案を作られた方でもあり、またその前回の特別委員会で参考人招致をされた方でもあるわけですから、礼を、中身や方法は別としてね、やっぱり捨て置くというようなことにならんようなやっぱり礼を尽くすこととといった返し自体は、私は大事なことはないかなというふうに思いますんで、さきほど、委員長がおっしゃったように会派等で協議をしながら、また何らかの集約をやってはどうかというふうに思います。以上です。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 前の2回、特別委員会でも2回ですか、前の3回ですか、前の特別委員会でもね、参考人で来ていただいたと、そのときに言いたいことは言われているというふうに思っておりますし、これ、この議論というのは中身ちょっと知らんけど、もう終わっていることなん

ですよね、報告書にちゃんと出て。それで、これを今のこの特別委員会に呼んで弁明していただいてどうのこうのということは、もうこれはできないと思うんですよね、実際のところ。だから、弁明されるのはどういうかたちでも構わんと思うのですが、それは、この特別委員会で弁明していただくというようなことをしていただいてもしょうがないわけですし、ここの中の議論が進むとも思えませんので、私としてはここの委員会で正式に来ていただいて、その弁明をしていただくと必要はないというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** さきほどね、言いましたように正式には議会、委員会がきちっとした中ではなかなか難しいのだけでも、お話をお聞きするとか、いろんな場合が。だから、本当で委員会でいいのか、橋尾委員が言われたように、全協になるのか、これは議長の権限ですから、僕は動かせられませんけども、ちょっとその辺のところを、それぞれの意見がありますけども、お持ち帰り願って、場合によっては会派で呼ぼうとかなるかも分かりませんし、今日初めて見られた方もいらっしゃると思いますので、そのような方向でしていただきたいと思います。よろしいですか。はい。では、これをもちまして、市庁舎整備に関する調査特別委員会の第4回を終わります。

**午後2時55分 閉会**